

教 育 委 員 会 臨 時 会

日 時：令和2年4月8日（水）

午後4時から

場 所：教育委員会 大会議室

出席者：教育長 高橋 正 教育委員 小松泰子、貴田太史、西山清和

事務局及び出席者：菅沼参事、川崎教育指導担当課長、富士川社会教育課長
大滝図書館長、池谷美術館長、鈴木指導主事

高橋教育長 皆さんこんにちは。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席者数は4名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和2年湯河原町教育委員会臨時会を開会いたします。本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでございます。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、貴田委員、西山委員の2名を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

案 件

（1）協議事項

協議第3号 緊急事態宣言に伴う学校教育の対応について（案）

高橋教育長 それでは、案件に入らせていただきます。（1）協議事項 協議第3号 緊急事態宣言に伴う学校教育の対応について（案）を、事務局から説明をお願いします。

川崎教育指導担当課長 協議第3号についてご説明いたします。（資料 説明）

高橋教育長 説明が終わりました。補足させていただきますと、先ほどの資料の中で、県から来ております、臨時休業等についての通知、それから、特措法に基づく緊急事態措置にかかる神奈川県実施方針の通知があります。これはご案内のとおり、安倍首相が緊急事態宣言をされました。それがあると、今度は知事が対応する各種施策について、知事から市町村に要請が来ます。それがこの特措法に基づく緊

急事態措置にかかる神奈川県の実施方針が出て、知事から示されました。

その中に、県民の外出自粛が一番最初にあります。期間は5月6日までで、外出の自粛を強く要請するというので、これもご案内のとおりです。密閉・密集・密接の3密の行動をしないことを徹底することや、テレワーク・時差出勤などに努めることを呼びかけるようになっております。

そして、多数の方が利用する施設の利用の制限ということで、要請ですが、制限が加えられます。その中で、県民の日常生活の維持に必要な事業活動については、感染の防止対策の留意の上、継続を要請するというので、神奈川県として示しております。

次に、施設の利用制限について。学校については、原則として5月6日まで、施設の利用を制限するということになっております。これを受けて、県教育委員会がまた方針を示し、各市町村に通知したということです。

別紙の2枚目に、⑩ 就労者等の子どもを預かる施設、いわゆる保育所や放課後児童クラブ、それから預かり保育等実施している幼稚園などについては、国民の安定的な生活の確保のためにも、継続をという趣旨のことが書かれております。

これが県の実施方針です。先ほど、川崎教育指導担当課長から説明がありましたように、それを受けて教育委員会から、町の教育委員会に文書が来ております。それが先ほどの臨時休業等についてというものです。この中には、相談窓口を設けるとか、居場所について、保護者と個別に相談の上対応することが書かれております。登校日についても、週1回程度の登校日を設けることができるという規定です。原則は、そういう機会を設けないということだと思います。

それから、教職員の勤務についても、在宅勤務や拡大時差出勤、年次休暇の取得といったものを県では言っております。

次に、国のガイドラインですが、緊急事態宣言が出されたことによって、その対象区域に属する地域の臨時休業の考え方について、示されたものがございまして、6ページです。新たに追加されたのが、その措置の関係です。「② 学校施設の使用制限の要請があった場合の対応について」に該当します。これについては、登校日の設定等も書いてあります。その中に大変厳しく、「必要最小限にとどめ、都道府県の首長部局と十分相談の上、行ってください」というような条件付きです。「分散登校とか換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等を行ってください」というような、厳しくその辺を徹底するようにということが書かれております。

このような組み立てになっていまして、先ほどのまとめられたものの中で、湯河原町としての対応をどうしようかということで、検討されたものがこれでございます。小中学校では、4月7日から5月6日まで、要請に基づいて臨時休業を行うという基本線、幼稚園においては、改めて4月9日から臨時休業を行う。しかしながら、先ほどガイドラインにあったように、なかなか居場所の確保が難しいご世帯もあると思いますので、そういった方については、個々対応するというようなことです。そういう形で、学校関係については対応を考えております。

何か質疑等はございますか。

小松委員 昨日、たまたま下田さんに銀行でお会いしました。ちょうど始業式の日で、子どもたちが嬉しそうだったので、このままずっと休校を続けるのは、子どもたちのメンタル的にも危険なので、登校日を設けたい。時差式で、何時間目はどの学年というふうな形でやりたいとおっしゃっていました。

高橋教育長 登校日を設けることに対して、私の意見ですが、やってあげたいです。ですが、緊急事態宣言が出されて、そこにリスクが出てくるわけです。それよりも強い意志でやる必要があるのか。ここは一斉に休みましょうというところで、何が重要か。緊急事態宣言なんですよね。確かに、県の教育長も本来は休んでくださいと。でも、登校日を設けることができるという規定なんです。その意味は、結構重たいんじゃないかなと思っています。私としては、ここは何とか辛抱してもらいたいなと思っています。

いろいろご意見はあると思います。見えない敵に対して、皆さんのご判断をお聞きしたいんです。ここへ来て、緊急事態宣言が発出されたということは、かなり重たいんだなど、法律に基づくものですので。

きょう午前中に、町の対策本部がありましたが、そこでもかなり緊張感を持ってということでした。学校現場は、やはりやりたいと思いますよ。それにはやはり発生させないというのが原則ですから、その辺の対応はしっかりとやらしてもらわないといけないし、ガイドラインに言われていることは、最低限やらしてもらい必要がある。

小松委員 子どもは無理ですよ。

高橋教育長 私も心境が変わってきました。

小松委員 私は湯河原の状況を知りたいです。感染者がいるのかどうかで、判断が変わってくると思います。県に、詳細な地域ごとの発症者を、そういう関係機関にはお知らせしてほしいと申し入れることは必要じゃないかと思っています。

高橋教育長 仮に出ていなかったら、感染者が少ないところについては、そんなに広がる可能性は少ないと書いてあるんです。ただ、交流が激しい時代に、確かかということは、何であってとも言えないと思います。

小松委員 もし集団では難しいのなら、1カ月もあるので、個人面談的なことをやっていただけたらいいなと思います。

高橋教育長 それは必要だと思います。家庭訪問だとか、ちょっと気になる子を登校させて話を聞くとか、それはOKなんです。ガイドラインにはそういう方法もあるとされています。一気に集めないで、個別にやる方法もあるだろうということです。だから、学校にみんなが来て、本当に楽しそうにしているというのは、そのとおりだと思いますよ。でも、ここは我慢のしどころかなと思います。

小松委員 感染者がいるかどうか、そういうことを教えてくれないと、地域ごとに対策ができないですね。

高橋教育長 保健福祉事務所がある市は、感染者が出ているのがわかりますから、できるんですよ。

西山委員 「登校日を設けることができる」とあるのは、いままでの一斉休校によって、子どもたちも大変な思いをしているなどということは、このガイドラインをつくった人も十分承知していると思います。いまのままでいいのかということで、か様々なストレスがたまっている子どもたちが、何とか本来の姿に一步でも近付けるようにしたいという思いが入っているのも十分わかります。

ただ、いままでの経緯として、3月初旬から1カ月以上の休校ということで、子どもたちに対する安全・安心は確保されたと思うけれども、ずっと休校するのが果たしてよかったのかと、いまでも思っています。この非常事態宣言が出されていますが、子どもたちの学校に関わることについては、不要不急なのかということがあると思います。仕事については、テレワークなどいろいろ言われていますが、どんな形でも、その仕事がなければ社会生活が続けられないから、皆さん何とかやっていると思います。子どもたちも、いまは小中学生だけれども、やがては社会に出るわけですから、子どものことについては、店の休業や仕事に行くことの自粛とは別なのではないかと思っています。

先ほど教育長が言われたことは、もちろんわかるんです。いままでやってきたから、子どもへの感染が本当に少なく抑えられたのは事実でしょう。これからもそうやっていけば、恐れも少ないでしょう。でも、100%でもないということは、みんなわか

っています。ですから、一斉登校という形ではないにしても、子どもたちが新しい先生と、長期の休みの中で何らかの会話というか、そういった場面は必要ではないかと思います。ですから、先ほどおっしゃったような形で、学校が様々な方策を講じた上で、子どもたちとコミュニケーションを図ることができる、やりたいということであれば、登校日という名称にはこだわらないので、何らかの形で、子どもたちとコミュニケーションがとれて、子どもたちの心を拾い上げる、そういった対応をしていただければいいかなと思います。

高橋教育長 そういったご意見をいただきたいなと思います。西山委員のおっしゃったのは、そういう機会をつくることを、学校の判断に委ねるということですね。

西山委員 そうです。春に始まって、また1カ月ということで、何もないというのは、これは子どもたちの成長・発達にとってよくないと思います。

高橋教育長 貴田委員はいかがですか。

貴田委員 まだ考えがまとまってない部分があります。臨時休業の要請が出されたわけですが、私は前回の臨時会で、湯河原は神奈川県ですが、横浜市などとは違いますので、神奈川県をひとくくりにした方針を出す必要はないんじゃないかと意見がありました。それと、まずはこの臨時休業をするのかどうかということがあります。湯河原は隣の静岡県の方が近いですので、そちらに合わせるのもいいのではないかと考えていました。緊急事態宣言が出された県として、もし子どもに感染してしまったということになると、それはとんでもないことになると思えますので、臨時休業はせざるを得ないと思います。

じゃあ、登校日をどうするかということですが、前提としては、学校現場にお任せして、どうしてもということであれば、協力させていただくということです。4回の登校については、いっそのこと全部休みにしてしまったらどうかと、中途半端と言っただけはおかしいですが、登校日に短時間行くくらいなら、しっかり休んで、5月7日には通常の登校ができるような状況をつくる方に尽力した方がいいのではないかと思います。

高橋教育長 5月7日の状況についてですが、なかなかいまの段階では難しいですが、全国に首相が話をされて、この1カ月間、外出を制限しようとなっている中ですから、本当にこれは見解は分かれるところですよ。では、貴田委員はこの期間は休んで、改めて5月に向けてやった方がいいんじゃないかということですね。ただ、学校がやりたいと言ったらどうしますか。

貴田委員 それはそれでいいと思います。

高橋教育長 対策をとっていただいて、主体的にやっていただくということですね。

貴田委員 密接に注意を払ってやるような状況だと言われましたが、一方で、学童や保育園は通常にやっていますよね。

高橋教育長 あとから出てきますけど、学童と保育園については、県で開所をしてくださいということで、そういう要請なんです。東京都では、保育所も閉じるようにということですね。

小松委員 区によって違ってきますね。

高橋教育長 神奈川県は、規模を縮小してやるのかなと思いますが、居場所としての受け皿をつくっていくということです。

小松委員 学童は何割くらい減っていますか。

富士川社会教育課長 臨時休業になってから3月末までで、湯河原小学校では56%、吉浜小学校で44%、東台が72%となっています。

小松委員 減っていますね。

高橋教育長 全体でも縮小にはなっています。

小松委員 スーパーで働く人や医療従事者は、仕事に行かなきゃならないです。

高橋教育長 県の行動計画の中には、警察官、消防士などの職種の方、また、ひとり親の方については受けるとうたっています。今回、通常どおり開所していただきとなりましたから、それを受けるしかないのかなと。

ただ、きょうの町の会議の中でもありましたが、自粛のお願いはする。民間会社でもテレワークになったりしていますので、その方たちは家にいるので、見てもらえるでしょうということです。あとで議案としてもありますが、休業することについてはいかがですか。

小松委員 休業は仕方ないと思います。

西山委員 私もそう思います。

高橋教育長 登校日については、西山委員は柔軟に。貴田委員は、原則休んだ方がいいということですね。

小松委員 私は、学校の意向にそって、サポートできるところはするということです。

高橋教育長 ただ、回数は減らした方がいいんじゃないですかね。1カ月の間に1回ぐらいですよ。

小松委員 気になる子については、ちょっと注意して学校に呼ぶ。先日、山田委員がおつ

しゃっていた、吉浜小学校に通っている年子の女の子たちが、居場所に来るときに、朝食も昼食も食べずに来ると。本来は申し込みをしている子ではないけれども、夕食を食べさせているということです。遅くなるからと、大学生が自宅まで送っていくと、すぐにお母さんの怒鳴り声が聞こえるということです。そういう子たちは、手厚く先生に見ていただきたいと思います。

高橋教育長 ガイドラインに、気になる子は登校させて、相談を受ける。

小松委員 できれば、ご飯も食べさせてあげたいなと思うくらいなんですけどね。

高橋教育長 家庭訪問もするとか、その辺を整理して。

川崎教育指導担当課長 ガイドラインの心のケア等に関するところでしょうかね。

高橋教育長 まさに、いま小松委員がおっしゃっていたようなことが出ていたと思います。

小松委員 家庭で過ごす上で、家庭の教育力・育児力にすごく差が出ちゃうと思います。

高橋教育長 保護者に対しての相談窓口を設置しなさいとなっているんです。

小松委員 そうなんです。ネグレクトの方は相談しません。

川崎教育指導担当課長 あとは要対協と連携して、支援を行うことになっています。

小松委員 家庭に長い間、精神衛生的に非常に問題だと思います。

高橋教育長 こういう環境下で、ストレスがたまりますからね。

小松委員 夫が、足柄上病院の治療に当たっていらっしゃる先生と電話で話をしました。

いま人工呼吸器が20台あり、さらに30台要望しているそうです。私が大学病院のICUにいても、10台ですからね。

高橋教育長 そんなにキャパはあるんですか。

小松委員 キャパをつくろうとしているようです。もともと、感染症指定病院だったんですが、本格的にコロナの患者さんを中心に診る病院にするようで、通院されていた患者さんが紹介状を持って、うちにいらしたんです。人工呼吸器を増やして、今後の大流行に備える状況にあるようです。最初はクルーズ船の患者さんを受け入れていて、一段落したところへ、いまどんどん入ってくる状況だそうです。あそこの病院は、ECMOは使えないそうです。臨床工学技士という機械を扱うスペシャリストが必要なのと、心臓血管外科がないからだそうです。

高橋教育長 悪化すると、そうなっちゃうんですね。

小松委員 治療をしている方の話を聞くと、急激に悪くなるようです。肺に、すごいダメージを与えるようです。

高橋教育長 アビガンの投与はどうか。

小松委員 希望者に、初期に投与しないと効果が少ないようです。

高橋教育長 足柄上病院では、クルーズ船の方たちは喘息の薬でよくなったようですね。

小松委員 使うタイミングが重要ですね。

高橋教育長 子どもを学校に通わせて、家に帰って、祖父母が発症したらということですよね。

川崎教育指導担当課長 保護者の方も、だいぶ心配されています。

高橋教育長 情報が入ってきますからね。

川崎教育指導担当課長 命をかけてまでさせることなのかと言われる方もいらっしゃいます。

高橋教育長 そういうご意見がいらっしゃるの、否定できないですね。実際に、亡くなる方がいらっしゃるわけですから。ですから、本当にバランスですよ。

川崎教育指導担当課長 一方で、家庭に課題があって、学校に来ることで救われる子どももいるということもあります。簡単に全部休校にしたら、そういう子どもたちをどうするのかということも考えていかなければいけません。

高橋教育長 給食もないですから、様々ですよ。

川崎教育指導担当課長 中学生が、連日公園に来て騒いでいると、地域から連絡がありました。

小松委員 桜木公園でも、結構小学生が遊んでいます。

高橋教育長 外で遊ぶ分にはいいんですけどね。それでは、あとで議案が出ますけど、休業の延長については、皆さんご了解いただきました。登校日については、ある程度学校の主体性にお任せするというところでよろしいでしょうか。

小松委員 登校日ですが、3小学校がそれぞれ日数があまり変わらないように、バランスをとってほしいと思います。差が出るのはよくないと思います。

高橋教育長 それと一斉にやらないというのは、示されておりますので、それは守っていただかないといけません。それから、家庭訪問や気になる子たちの登校も、工夫をしてくださいと、校長に話をするしかないと思います。危険性を感じている方もいらっしゃいます。正直なところ、いろいろなご意見がありますから、それをまとめていくのは、学校も大変だと思います。予防対策ができたかなと、一番気がかりだと思います。どれだけやっても、不安に思うと思います。

高橋教育長 次に、協議第4号 緊急事態宣言に伴う社会教育の対応について（案）を事務局から説明をお願いします。

富士川社会教育課長 （資料 説明）

大滝図書館長 （資料 説明）

池谷美術館長 （資料 説明）

高橋教育長 説明が終わりました。何かご質問等はございますか。

小松委員 民間の施設に関しては、町からは何も言えないわけですか。

高橋教育長 県の方からになると思いますが、はっきりは出ていないです。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 これは、案として出させていただきました。この方向性で今後も進めていきたいと思っております。それでは、協議事項につきましては、このような方向でよろしいでしょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 原案のとおり、承認されました。

（2）議決事項

議案第2号 湯河原町立小中学校の臨時休業について

高橋教育長 次に、（2）議決事項に入らせていただきます。議案第2号 湯河原町立小中学校の臨時休業についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼参事 議案第2号をお願いします。

（資料に基づいて、議案第2号 湯河原町立小中学校の臨時休業について 説明）

・令和2年4月7日から令和2年5月6日まで

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第2号についてお諮りいたします。決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第3号 湯河原町立幼稚園の臨時休業について

高橋教育長 次に、議案第3号 湯河原町立幼稚園の臨時休業について 事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼参事 議案第3号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第3号 湯河原町立幼稚園の臨時休業について 説明)

・令和2年4月9日から令和2年5月6日まで

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。

菅沼参事 明日からの臨時休業、急なことですが、何度か福浦幼稚園長に確認をとっております。メールで対応いたしますということですが、事務局としては、9日からと急なことですので、預かってほしいという保護者の方に対しては、預かり保育など対応をするようにお願いしております。

小松委員 保育料は、時間外保育料の規定になりますか。

菅沼参事 いま、保育料は徴収しておりません。夕方までかかる場合は、午後2時以降は450円をいただいております。

高橋教育長 他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第3号についてお諮りいたします。決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第4号 町立湯河原美術館の臨時休館について

高橋教育長 次に、議案第4号 町立湯河原美術館の臨時休館について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

池谷美術館長 議案第4号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第4号 町立湯河原美術館の臨時休館について 説明)

・令和2年4月9日から令和2年5月6日まで

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。周知はどうなっていますか。

池谷美術館長 きょうは休館日です。周知はこれからいたします。

高橋教育長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第4号についてお諮りいたします。決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

(3) その他

高橋教育長 次に、(3) その他に入ります。何かございますか。

貴田委員 野球、サッカー、バスケットなどのスポーツチームはどうしているのでしょうか。

富士川社会教育課長 学校開放は使用中止していますので、活動しているかどうかわかりませんが、運動公園は使用できますので、野球など、屋外のスポーツはできると思います。

高橋教育長 また情報が入りましたら、お伝えしてください。

他に何かございますか。

西山委員 先ほど小松委員から、気になる子どもたちに対するケアのこと等をおっしゃっていましたが、外国籍で、日本語がまだあまりできないお子さんたちも気になります。日常生活だけでも慣れないのに、非常に混乱している部分があると思います。そういったお子さんへのケアもやっていただければと思います。

高橋教育長 先ほどの注意しなければいけない子の中に、外国籍の子どもたちもということですね。他に何かございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、次回開催日程についてですが、4月定例会は23日(木)午後1時30分から、5月定例会は5月15日(金)午後10時30分からとなっています。

5月は教科書ですね。会議はどうなんでしょうね。

菅沼参事 4月の教科書の会議は中止になっています。

高橋教育長 それでは、これにて4月臨時会を閉会いたします。

